



広島県報

号 外
第 108 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
発行者 広島県
社 月 額 2,700円

目 次

公安委員会公告
警備員指導教育責任者講習の開催

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第65号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（警備業法第2条第1項第1号及び第2号に規定する警備業務に係る講習に限る。）を次のとおり実施する。

平成18年6月30日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 実施期日及び場所

(1) 実施期日

区 分	実 施 期 日	そ の 他
警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）に係る講習	平成18年8月1日（火）から平成18年8月4日（金）までの午前8時30分から午後5時30分まで	講習最終日には修了検査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）に係る講習	平成18年8月28日（月）から平成18年8月30日（水）までの午前8時30分から午後5時30分まで	

(2) 実施場所

広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階

社団法人広島県警備業協会 研修室

2 受講定員

各50人

3 受講対象者等

旧資格者証を有する者

4 受講申込手続等

(1) 受講希望届出書の提出期間

ア 1号業務に係る講習

平成18年7月12日（水）から平成18年7月14日（金）までの午前8時30分から午後5時

まで

イ 2号業務に係る講習

平成18年8月7日（月）から平成18年8月9日（水）までの午前8時30分から午後5時

まで

(2) 届出方法

ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同置備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全全部生活環境課

電話 (082) 228 - 0110 内線3214

電話 (082) 228 - 0110 内線3214

(4) 受講申込書の配付場所等

上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において

直接受け取ること。

5 提出書類等

受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したものに、旧資格者証の写しを添付して上記4の(3)の場所に提出すること。

6 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 1号業務に係る講習

23,000円

イ 2号業務に係る講習

14,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付せず消印もしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

7 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

8 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

9 講習に関する問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課